

北上市会計年度任用職員の給与等規則の一部を改正する規則

北上市会計年度任用職員の給与等規則（令和元年北上市規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 条例第13条第1項に規定する規則で定める会計年度任用職員は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>任用期間（基準日（条例第13条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）の属する会計年度内の任用期間に限る。）が6月に満たない者</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>第9条 条例第13条第1項に規定する規則で定める日は、<u>北上市職員の期末手当及び勤勉手当規則（平成3年北上市規則第43号。以下「期末手当等規則」という。）第16条の規定の例による。</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 条例第13条第1項に規定する規則で定める会計年度任用職員は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>基準日（条例第13条第1項に規定する基準日をいう。第11条において同じ。）の属する会計年度内の任用期間（市長が別に定める会計年度任用職員にあっては、当該任用期間に市長が別に定める期間を通算した期間）が6月に満たない者</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>北上市職員の期末手当及び勤勉手当規則（平成3年北上市規則第43号。以下「期末手当等規則」という。）第2条第1号から第4号まで又は第6号に該当する者</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>第9条 条例第13条第1項に規定する規則で定める日は、<u>期末手当等規則第16条の規定の例による。</u></p> <p><u>第10条 条例第13条第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間（市長が別に</u></p>

第10条 条例第13条第3項に規定する規則で定める期末手当基礎額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額基本報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員報酬の月額（月額基本報酬に相当する報酬に限る。）
- (2) 日額基本報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員報酬の日額（日額基本報酬に限る。）に任用期間（基準日前6箇月の間に限る。）における1月当たりの平均勤務日数を乗じて得た額
- (3) 時間額基本報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員報酬の時間額（時間額基本報酬に限る。）に任用期間（基準日前6箇月の間に限る。）における1月当たりの平均勤務時間数を乗じて得た額
- (4) フルタイム会計年度任用職員 給料の月額

第11条 条例第13条第4項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間（市長が別に定める期間に限る。）とする。

定める期間に限る。）とする。

2 前項の期間の算定については、期末手当等規則第7条第2項の規定の例による。

第11条 条例第13条第3項に規定する規則で定める期末手当基礎額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額基本報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員 基準日現在において当該会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（月額基本報酬に相当する報酬に限る。）
- (2) 日額基本報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員 基準日現在において当該会計年度任用職員が受けるべき報酬の日額（日額基本報酬に限る。）に任用期間（基準日前6箇月の間に限る。）における1月当たりの平均勤務日数を乗じて得た額
- (3) 時間額基本報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員 基準日現在において当該会計年度任用職員が受けるべき報酬の時間額（時間額基本報酬に限る。）に任用期間（基準日前6箇月の間に限る。）における1月当たりの平均勤務時間数を乗じて得た額
- (4) フルタイム会計年度任用職員 基準日現在において当該会計年度任用職員が受けるべき給料の月額

2 前項の期間の算定については、期末手当等規則第7条第2項の規定の例による。

(勤勉手当)

第11条の2 第8条の規定は、条例第14条の2第1項に規定する規則で定める会計年度任用職員について準用する。この場合において、第8条第1号中「第13条第1項」とあるのは「第14条の2第1項」と、「。第11条において同じ。」とあるのは「。」と、同条第3号中「第2条第1号から第4号まで又は第6号」とあるのは「第9条第1号、第2号又は第4号」とそれぞれ読み替えるものとする。

第11条の3 条例第14条の2第1項に規定する規則で定める日は、期末手当等規則第16条の規定の例による。

第11条の4 条例第14条の2第2項前段に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する会計年度任用職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に第11条の7に規定する会計年度任用職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

第11条の5 期間率は、基準日（条例第14条の2第1項に規定する基準日をいう。）以前6箇月以内の期間における会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて定めるものとし、その割合は、期末手当等規則第12条の規定の例による。

第11条の6 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間（市長が別に定める期間に限る。）とする。

2 前項の期間の算定については、期末手当等規則第13条第2項の規定の例による。

第11条の7 成績率は、期末手当等規則第15条第1項及び第2項の規定の例による。

2 前項に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、市長が定める。

第11条の8 第11条の規定は、条例第14条の2第3項に規定する勤勉手当基礎額の算定について準用する。この場合において、第11条第1号中「基準日」とあるのは、「基準日（条例第14条の2第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（その他の期末手当等の取扱い）

第11条の9 第8条から前条までに定めるもののほか、一時差止処分に関する手続その他の期末手当及び勤勉手当の取扱いについては、期末手当等規則第8条の3から第8条の6までの規定の例による。

（その他の休暇の取扱い）

第19条 第14条から前条までに定めるもののほか、休暇の単位その他の休暇の取扱いについては、勤務時間等条例第15条第3項（勤務時間等条例第15条の2第3項において準用する場合を含む。）及び勤務時間等規則第10条から第22条までの規定の例による。

（その他の休暇の取扱い）

第19条 第14条から前条までに定めるもののほか、休暇の単位その他の休暇の取扱いについては、勤務時間等規則第10条から第22条までの規定の例による。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(北上市会計年度任用職員である技能職員等の給与等規則の一部改正)

2 北上市会計年度任用職員である技能職員等の給与等規則(令和2年北上市規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、北上市会計年度任用職員の給与等条例(令和元年北上市条例第10号。以下「条例」という。)第21条に規定する<u>単純労務者</u>(北上市技能職員等の給与規則(平成3年北上市規則第36号)第2条の規定の例による者をいう。(以下「技能職員等」という。))の給与等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、北上市会計年度任用職員の給与等条例(令和元年北上市条例第10号。以下「条例」という。)第21条に規定する<u>技能職員等</u>(北上市技能職員等の給与規則(平成3年北上市規則第36号)第2条の規定の例による者をいう。(以下「技能職員等」という。))の給与等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	